

「人権」とは、私たち一人ひとりにとってかけがえないものであり、人間として幸せに生きていくための権利です。

これは、現実社会で人間らしく生きるために必要なものであり、生まれながらに持っているもの、つまり誰にとっても身近で大切なものであり、すべての人が、同じように持っているものです。

しかし、現実の社会では、女性だから、高齢者だから、同和地区出身者だから、外国人だからということなどで差別を受けることがあります。

このようなことが、どうして起こるのでしょうか。どうすれば、このようなことをなくさせるのでしょうか。みんなで一緒に考えてみませんか。

# あなたの人権について考えてみませんか？

「人権」は、<sup>むずか</sup>難しいものではなく、私たちの日々の生活を支える、とても身近で大切なものです。

問合せ 人権啓発センター（人権政策課内）  
八代市千丁町新牟田 1502-1（千丁支所3階）  
☎30-1711  
E-mail [jinken@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:jinken@city.yatsushiro.lg.jp)

## 毎月11日は人権を確かめあう日です

本市では、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定めています。

これは、みんなで「差別をなくす学習から実際に差別をなくす行動」をめざして定めたものです。

「人権を確かめあう日」の取り組みとして、のぼり旗の作成・掲示や広報紙への記載など啓発活動を行っています。

### 人権啓発キャラクター



ひかりちゃん



てんいち先生

**ひかりちゃん** なぜ11日ですか？

**てんいち先生**

数字の1（いち）をひとつとも言います。そのゴロ合わせで「人（ひと）は等（ひと）しい」とのことから、1（いち）と1（いち）で、11日としています。

## 人権啓発センターを活用ください

人権を考える場、啓発の場として、人権啓発センターで、人権おもいやりミニ講座や人権セミナー、人権相談などを行っていますので、活用ください。

話してみませんか  
あなたの不安や悩み！



差別や人権侵害、DVやセクハラなど  
人権に関する相談

**人権相談窓口 ☎30-1710**

相談時間：月～金 午前9時～午後5時（祝日・年末年始は除きます）



つらいこと、いやなこと、ありませんか？  
ひとりで悩まないで、まずはお電話を！

### 青少年に関する相談

- 家庭や学校のこと ●将来のこと ●友達のこと
- 恋愛のこと ●いじめのこと ●進学・就職のこと
- 子育て・ひきこもり・不登校 など

**ヤングテレホン ☎30-1700**  
やつしろ（保護者の人もお気軽にどうぞ）

相談時間：月～金 午前9時～午後5時（祝日・年末年始は除きます）